

熊本県公報

第 1 1 3 8 5 号
平成 18 年 3 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入の同意の承認（八代加入区）……………(漁政課) 1
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 1
- ”……………(”) 2
- 字の区域の変更……………(市町村総室) 2
- 公共工事請負契約約款の一部改正……………(監理課) 3
- 公共工事関係業務委託契約約款の一部改正……………(”) 3
- 公共建築設計業務委託契約約款の一部改正……………(”) 3
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 4
- 使用料収納事務委託……………(文化企画課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 4

公 告

- 熊本県庁舎で使用する電気……………(管財課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見……………(商工政策課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(”) 7
- 基本測量の終了……………(監理課) 7
- 換地計画の決定及び公告・縦覧……………(農地建設課) 7
- 浦矢谷地区土地改良事業計画変更の同意……………(農村計画課) 7
- 東原地区土地改良事業計画変更の同意……………(”) 8
- 本渡都市計画用途地域の変更……………(都市計画課) 8
- 本渡都市計画地区計画の決定……………(”) 8
- 提案公募方式による平成18年度県民キャリア形成支援事業業務委託
の受託者の選定……………(労働雇用課) 8

登 載 依 頼

- 教育委員会の会議の開催……………(総務広報課) 9

告 示

熊本県告示第 306 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

八代加入区

熊本県告示第 307 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線	玉名市両迫間字龍王田 同字	28.0	離合箇所

			274 番 1 地先まで		
主要地方道	玉名立花線	玉名市両迫間字龍王田	277 番 1 地先から	28.0	離合箇所
		同字	278 番 地先まで		
"	"	玉名市両迫間字龍王田	287 番 1 地先から	"	"
		同字	320 番 地先まで		
"	"	玉名市玉名字御琴	1150 番 1 地先から	"	"
		同字	1150 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 24 日

熊本県告示第 308 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字横居木字梶原	160.0	単道改
		90 番 地先から 同字 30 番 地先まで		
"	"	葦北郡芦北町大字横居木字梶原	130.0	"
		13 番 1 地先から 同字 13 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 24 日

熊本県告示第 309 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨天草町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大字	変更前の 字	区 域	変更後の 大字	変更後の 字
大江	上長田	809 の 1、809 の 2、809 の 9、810 の 1、811 の 1、812 から 817 まで、820、821 の 3、822 の 1、823 の 1、824 の 2、825、 826 の 1、826 の 2、827、828 の 3、869 の 1、870 の 1、871 から 873 まで、874 の 1 から 874 の 3 まで、875 の 1、888 の 1 及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	大江	尾崎

大江	上長田	900の1の一部、900の3の一部、900の4の一部、901の1、901の2、901の3の一部、902の1の一部、902の2、902の3、909の1の一部、909の2の一部、911の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路水路である公有地の一部並びに字馬の水1331の2、1330の5、1330の6に隣接する道路である公有地の全部	大江	馬の水
大江	下木原	1210の4、1210の5、1210の7、1210の20、1216の1、1217の1、1217の2及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	大江	上木原
大江	馬の水	1219の一部、1220の一部、1222の2から1222の4までの各一部、1223の1の一部、1223の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	大江	上木原

熊本県告示第310号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成8年熊本県告示第465号）の一部を次のように改正する。

第34条第8項、第42条第2項及び第3項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第44条の2第1項第1号中「第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決」を「第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決」に改め、「独占禁止法第54条第3項」を「同法第67条第2項」に改め、「当該」の次に「排除措置命令又は」を加え、同項第2号中「第48条の2第1項」を「第50条第1項」に改め、「独占禁止法第48条の2第6項」を「同法第50条第5項」に改め、「確定した審決とみなされたとき」を「確定したとき」に改める。

第47条第3項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第311号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成12年熊本県告示第197号）の一部を次のように改正する。

第35条第6項、第42条第2項及び第3項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第43条の2第1項第1号中「第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決」を「第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決」に改め、「独占禁止法第54条第3項」を「同法第67条第2項」に改め、「当該」の次に「排除措置命令又は」を加え、同項第2号中「第48条の2第1項」を「第50条第1項」に改め、「独占禁止法第48条の2第6項」を「同法第50条第5項」に改め、「確定した審決とみなされたとき」を「確定したとき」に改める。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第312号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成12年熊本県告示第198号）の一部を次のように改正する。

第34条第6項、第41条第2項及び第3項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第42条の2第1項第1号中「第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決」を「第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決」に改め、「独占禁止法第54条第3項」を「同法第67条第2項」に改め、「当該」の次に「排除措置命令又は」を加え、同項第2号中「第48条の2第1項」を「第50条第1項」に改め、「独占禁止法第48条の2第6項」を「同法第50条第5項」に改め、「確定した審決とみなされたとき」を「確定したとき」に改める。

第46条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県告示第313号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
第四ゆきぞのグループホーム 下益城郡美里町原町110番地	社会福祉法人 十百千会 下益城郡美里町栗崎564番地 大村 正秀	平成18年 3月15日	43000200053147	知的障害者 地域生活援助

熊本県告示第314号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第9条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県立劇場 熊本市大江二丁目7番1号
- 3 委託する期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第315号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 園山地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	熊本市	河内町	岳	園山	537
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	532
4	〃	〃	〃	〃	519-2
5	〃	〃	〃	〃	520
6	〃	〃	〃	〃	524
7	〃	〃	〃	〃	527-1
8	〃	〃	〃	〃	529-2
9	〃	〃	〃	〃	536-1
10	〃	〃	〃	〃	537
11	〃	〃	〃	〃	539

2 二十五（A）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

昭和58年10月20日熊本県告示第935号で指定した土地の標柱7号から標柱9号まで結んだ線と標柱7号から次に掲げる土地に存する標柱14号と標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
14	葦北郡	芦北町	立川	今村	591-1-2
15	"	"	"	"	600

3 内目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	本渡市	楠浦町		楠浦平	10223-5
2	"	"		"	10210-2
3	"	"		"	10211-1
4	"	"		"	10208 地先（道路）
5	"	"		"	10182-3 地先（道路）
6	"	"		"	"
7	"	"		"	10182-1
8	"	"		"	10181
9	"	"		"	10170
10	"	"		"	10174

4 鬼塚（1）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱5号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号から次に掲げる土地に存する標柱10号までを平成16年2月25日熊本県告示第139号で指定した土地の北側境界線に沿って結んだ線、標柱10号から次に掲げる土地に存する標柱14号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域並びに次に掲げる土地に存する標柱15号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱21号を平成16年2月25日熊本県告示第139号で指定した土地の南側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
5	牛深市	牛深町		白浜	1241-1
6	"	"		石神	2013
7	"	"		"	2020
8	"	"		"	2023
9	"	"		"	2034-1
10	"	"		"	2039-21 地先（道路）
11	"	"		"	2039-9 地先（道路）
12	"	"		白浜	1219-4 地先（道路）
13	"	"		"	1218
14	"	"		"	1224-4
15	"	"		石神	2036
16	"	"		"	2043-2
17	"	"		"	2045、2047
18	"	"		"	2041-1
19	"	"		"	2039-7 地先（道路）
20	"	"		"	2039-66 地先（道路）
21	"	"		"	"

公 告

熊本県公告第223号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品の名称及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気
12,342,000 キロワットアワー
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 3 落札者を決定した日
平成18年3月1日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
イーレックス株式会社 代表取締役 渡邊 博
東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号
- 5 落札金額
146,715,030 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年1月13日

熊本県公告第224号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき平成17年7月22日及び平成17年7月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により店舗立地の市町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂楠店(熊本県熊本市龍田八丁目15番75号)
ニコニコ堂桜木店(熊本県熊本市花立三丁目4番1号)
ニコニコ堂帯山店(熊本県熊本市三郎一丁目1番3号)
ニコニコ堂南熊本店(熊本県熊本市南熊本一丁目9番27号)
ニコニコ堂日吉店(熊本県熊本市日吉一丁目8番21号)
ニコニコ堂三角店(熊本県宇城市三角町三角浦1159番地127)
ニコニコ堂東山鹿店(熊本県山鹿市古閑十三部1006番5)
ニコニコ堂山鹿店(熊本県山鹿市熊入町字西田172番1)
ニコニコ堂菊南店(熊本県合志市須屋上の原1936-1)
ニコニコ堂阿蘇店(熊本県阿蘇市黒川横井ノ本1536番2)
ニコニコ堂八代店(熊本県八代市本野町字西道善寺2301番1)
ニコニコ堂横手店(熊本県八代市横手町源代1152番)
ニコニコ堂人吉店(熊本県人吉市上薩摩瀬町園田880番地)
ニコニコ堂多良木店(熊本県球磨郡多良木町大字多良木1385番地2)
ニコニコ堂松島店(熊本県上天草市松島町合津7915-21)
ニコニコ堂牛深店(熊本県牛深市牛深町大池田1545番5)
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
① 楠店、桜木店、帯山店、南熊本店、日吉店
熊本県商工観光労働部商工政策課
② 三角店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
③ 東山鹿店、山鹿店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
④ 菊南店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
⑤ 阿蘇店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局総務振興課
⑥ 八代店、横手町

- ⑦ 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
人吉店、多良木店
 - ⑧ 熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
松島店、牛深店
 - 熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
- (2) 縦覧期間
平成18年3月24日から平成18年4月24日まで

熊本県公告第225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂鏡店
熊本県八代市鏡町上鏡西浜無田1148
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 6,409平方メートル
廃止後 0平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
平成18年3月3日
- 4 廃止する理由
土地売却及び解約に伴う建物解体のため
- 5 届出年月日
平成18年3月3日

熊本県公告第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（ジオイド測量）	平成17年12月14日から平成18年2月28日まで	熊本市、八代市、玉名市、本渡市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、下益城郡城南町、玉名郡玉東町及び三加和町、鹿本郡植木町、葦北郡芦北町、天草郡倉岳町、栖本町、新和町、五和町、苓北町、天草町及び河浦町

熊本県公告第227号

県営花房北部地区（第二工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成18年3月27日から
平成18年4月21日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第228号

平成17年12月15日付けで山鹿市長中嶋憲正から協議のあった浦矢谷地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年3月16日付けで同意

した。

平成18年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第229号

平成17年12月15日付けで山鹿市長中嶋憲正から協議のあった東原地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年3月16日付けで同意した。

平成18年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画用途地域
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画地区計画（戸崎地区）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第232号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
平成18年度県民キャリア形成支援事業
 - (2) 業務内容
ア くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）内及びその他地域における求職者への就職支援を目的とした個別キャリアカウンセリング及びその他相談業務の実施
(ア) センター内
月7日程度 1日5時間
(イ) その他県内各地
県内6カ所（予定） 1日5時間
イ センター職員への研修及び助言
3回程度 1回2時間
ウ くまもと県民交流館におけるキャリアカウンセリング普及のためのイベント
2回程度 1回2時間
エ その他センター業務に資すること
なお、詳細については、下記3で配布する「県民キャリア形成支援事業実施要領」及び「県民キャリア形成支援事業企画コンペ参加要領」による。
 - (3) 委託期間
契約の日から平成19年3月31日まで
- 2 企画コンペ参加希望者の要件
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 団体の要件
ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動歴が1年以上であること。
イ その活動の内容を報告書として示せること。
 - (2) 人員に関する要件
ア キャリアカウンセリング等を行う者が、5名以上在籍すること。キャリアカウ

- セリングを行う者は全て（ア）の要件を満たすこと。かつ、少なくとも3名以上は（ア）と（イ）の要件を同時に満たすこと。
- （ア） キャリアカウンセリング等を実施する者は、厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格したものであること。
- （イ） センター及びその他公的機関又はそれに類する機関において、キャリアカウンセリングの経験が30ケース（人）以上あること。
- 3 実施要領等配布期間及び配布場所
- （1） 配布期間 平成18年3月23日（木）から同月30日（木）
- （2） 配布場所 熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(096-355-4309)
- 4 応募方法
平成18年4月12日（水）までに所定の様式により企画書をセンターに提出するものとする。
- 5 問い合わせ先
熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(096-355-4309)

登載依頼**熊本県教育委員会公告第7号**

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成18年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成18年3月28日（火）午前10時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
- （1） 教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について
- （2） その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
- （1） 傍聴受付は、会議当日午前9時30分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- （2） 午前9時50分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午前9時50分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
- （3） 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-333-2675)

